

レンタル約款

※お客様がレンタルにお申込みいただいた時点で、本約款に同意したものとさせていただきます。

第1条（総則）

株式会社メディアエーター（以下「甲」という）とお客様（以下「乙」という）との間の貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約または取り決め等による特約がないときは、以下の条項を適用します。

第2条（レンタル物件）

甲は乙に対し、レンタル契約書記載のレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸（以下「レンタル」という）し、乙はこれを借り受けます。乙の使用目的はレンタル契約書（以下「契約書」という）の記載内容に限ります。

第3条（レンタル料金）

1. 甲は、甲が定めるレンタル費用、往復送料、その他の費用等、契約書記載の料金（以下「レンタル料金」という）を乙に請求し、乙はこれを支払います。
2. レンタル料金の支払いは前払いとし、クレジットカードによる決済とします。但し、甲が認めた場合は、甲が指定する銀行口座への振込による支払いも可能とします。その際の振込手数料は乙の負担とします。
3. 乙は、消費税法所定の税率による消費税相当額を付加して甲に支払うものとし、税率の改定があった場合は、それに対応するものとします。

第4条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、レンタル契約書記載の通りとします。
2. レンタル期間は、1ヶ月単位又は1年単位とし、1ヶ月未満のレンタル期間についても1ヶ月のレンタル料金を適用します。

第5条（保証金）

乙は、甲から請求がある場合は、物件の担保として甲の基準により算定した保証金を甲に差入れます。

第6条（物件の引渡し及び返還）

1. 甲は乙に対し、物件をレンタル契約書記載の乙の指定する日本国内の場所において引渡し、乙が物件を受け取った日（物件を送付した場合は指定場所に到着した日）からレンタルを開始します。
2. 物件の引渡しに関わる諸費用は乙の負担とし、レンタル料金支払い時に全額支払うものとします。
3. 乙は、引渡された物件に性能の欠陥があった場合、書面またはそれに準ずる方法により甲に通知します。乙が当該通知を物件の引渡日後3日以内に行わなかった場合、物件は正常な性能を備えて引き渡されたものとみなします。
4. 物件の返却は、契約書記載の返却日より3営業日までに甲が受領するものとし、乙はこの返却期限までに物件を甲に返却するものとします。
5. 返却した物件に乙の記録したデータが残存している場合、乙は自らの責任においてそのデータを消去し、返還するものとします。残存するデータによる情報の漏洩に起因して、乙及び連帯保証人、または第三者に損害が

生じた場合、甲は一切の責任を負いません。

6. 甲は、第5条に定める保証金を乙から受領した場合、物件の返却確認後、乙に返還します。但し、第9条の管理義務違反に該当する場合、甲は、第9条に基づき保証金の減額、請求を行います。

第7条（契約不適合責任）

1. 引渡された物品が種類、品質または数量に関してレンタル契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という）場合、乙は甲に対し、契約不適合の内容を通知するものとします。甲は、乙からの通知に基づき、直ちに当該契約不適合を解消するために必要な最善の努力を行うものとします。
2. 甲は乙に対し、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性または乙の使用目的への適合性については担保しません。レンタル期間中、乙の責によらない事由により生じた性能の欠落により物件が正常に動作しない場合、甲は物件の修補または取り替えを行います。甲は、本項に規定する以外の物件の動作不良に関する責任を負わないものとします。

第8条（物件の管理）

1. 乙は、物件を善良なる管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する消耗品、費用を負担し、次の行為を行わないことを約します。
 - (1) 物件を譲渡、転貸すること
 - (2) 物件を分解、修理、調整、改造すること
 - (3) 物件に貼付された甲の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること
2. 乙が物件をレンタル契約書記載の使用場所以外に移動する場合は、事前に甲の書面による承諾を得なければなりません。但し、甲が使用場所をレンタル契約書上で特定していない場合はこの限りではありません。

第9条（管理義務違反）

乙は、乙の責による事由に基づき物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）、毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）した場合には、甲に対して、代替物件の購入代金または物件の修理代金及び甲の事業における商品の不稼動損失額その他一切の損失額を保証金から減額またはその差額を損害賠償として支払わなければなりません。

第10条（ソフトウェアの複製等の禁止）

乙は、物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品に関し、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 有償、無償を問わずソフトウェアの全部または一部を第三者へ譲渡し、もしくは使用権設定を行い、第三者に複製、使用させること
- (2) ソフトウェアの全部または一部を複製、改変すること
- (3) ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うこと
- (4) 甲の承諾なく、物件に影響を及ぼすソフトウェアを物件へインストールすること
- (5) 違法性のあるソフトウェアを物件へインストールすること

第11条（物件の使用地域）

乙は、物件を日本国内でのみ使用できるものとし、海外への持ち出し及び海外での使用はできません。

第 12 条（権利・物件の譲渡等の禁止）

1. 乙は、あらかじめ甲の書面による承認を得ないで、レンタル契約に基づく権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。
2. 乙は、物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。

第 13 条（注文の確定）

レンタル注文は、甲が乙に対し、見積書兼注文書及びレンタル契約書を送付した段階で確定します。

第 14 条（注文取消手数料）

1. 乙は、注文確定後、物件の引渡し前に注文を取り消す場合、甲に対し、既定の取消手数料を支払うものとします。
2. 取消手数料は、レンタル料金の 100% を上限とし、甲が注文確定後の経過日数やレンタル商品を基準とし算定します。

第 15 条（乙からの解約）

1. 乙は、レンタル期間中、甲に対しレンタル契約の解除を申し出ることができます。この場合、甲が事前に承諾し、物件を受領した日付をもって解約日とします。
2. 前項によりレンタル期間終了前にレンタル契約を解除する場合であっても、甲はレンタル料金の返金はありません。また、当該解除に伴い費用が発生する場合は乙の負担とし、甲に対し直ちに現金で支払うものとします。
3. 乙は、解約日から 3 営業日以内に、甲に対する物件の返却を完了するものとします。

第 16 条（連帯保証人）

連帯保証人は、レンタル契約に基づき、乙の甲に対する一切の債務を保証し、甲の債務履行の責任を負うものとします。

第 17 条（第三者による弁済）

乙は、レンタル契約に基づく弁済を当該契約書記載の支払人に委託します。そのため、支払人による弁済があった場合は、乙の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第 18 条（レンタル契約の解除）

乙が次の各号の一にでも該当した場合には、甲は、催告、通知なくレンタル契約を解除することができます。この場合、乙は、甲の債権の確保及び物件の保全等に要した費用ならびに未払いのレンタル料金がある場合はそれも含め、直ちに現金で支払うものとします。また、レンタル契約の解除により乙及び連帯保証人、または第三者に損害が生じた場合でも、乙が責任を負うものとし、甲は一切の責任を負いません。

- (1) レンタル料の支払いを 1 回でも遅延したとき
- (2) 乙が支払いを停止したとき
- (3) 乙が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなしたまたはこれを受けたとき

- (4) 乙が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能な損害を与えまたは滅失したとき
- (6) 第 19 条の各項に該当し、または第 19 条 1 項の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をした事が判明したとき
- (7) 第 7 条による契約不適合の解消に過大な費用または時間を要すると甲が判断したとき
- (8) その他レンタル契約の各条項の一つでも違反したとき

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 乙及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの関係者（親族、法人の役員、代表者、実質的に経営権を有する者、顧問、委託先、乙及び連帯保証人の使用人その他レンタル契約の履行のために使用する者（法律関係の如何を問わず、経営・事業に実質的に影響力を有する者または事実上乙の指示に従う者））が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの関係者が、自らまたは関係者、第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 20 条（債務不履行）

1. 乙の都合により、物件の返却が遅延した場合、乙はレンタル料金を加算して甲に支払うものとします。この場合、レンタル料金の計算は遅延期間が 1 ヶ月未満であっても 1 ヶ月単位で計算します。
2. 乙がレンタル契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、完済に至るまで年 14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとします。

第 21 条（免責事項）

1. 天災地変・公衆衛生上の疫病・戦争・暴動・内乱・法令の制定改廃・公権力による命令処分・争議行為・輸送機関の事故、その他不可抗力またはやむを得ない理由により、履行遅延、履行不能が生じた場合、甲は何ら責任を

問われないものとします。

2. 前項の場合、甲は乙に対し通知の上、レンタル契約の全部または一部を変更または解除できるものとします。
3. 甲は、乙が物件の使用にあたり、乙の責により生じた損害について一切の責任を負いません。

第 22 条（個人情報取り扱い）

1. 甲は、乙及び連帯保証人、支払者（以下「乙等」という）の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用できるものとし、乙等はこれに同意します。
 - (1) 甲がレンタル及び販売、各種サービスの提供などの甲の事業を乙等に提供するため
 - (2) 甲がレンタル及び販売、各種サービスの提供などの乙等との取引において、乙等に対する審査及び本人確認を行うため
 - (3) 甲において乙とのレンタル契約の管理を適切に行うため、また、契約の終了後においても、各種照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため
 - (4) 乙等への各種商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため
2. 甲が、甲の責任により甲の代金決済・運送等に関する業務を甲の指定する会社に再委託する場合、乙等は、乙等または前条の個人情報の全部または一部を当該会社に開示することをあらかじめ承認します。

第 23 条（誠実協議）

レンタル契約及び本約款に定めのない事項またはその解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、これを円満に解決します。

第 24 条（合意管轄）

レンタル契約及び本約款の準拠法は日本国法とし、レンタル契約及び本約款に関する訴訟は、訴額に応じて福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

（実施期日）

この約款は、平成 30 年 6 月 1 より実施します。

令和 3 年 3 月 1 日 改正

以上